

関東学院大学（大学院） 法学研究科
 2026年度学費及びその他諸納金（入学年度別）

（単位 円）

法学研究科 費目		2026年度				2025年度				2024年度				2023～2022年度			
		令和8年度				令和7年度				令和6年度				令和5～4年度			
		入学時納入		10月納入		春学期納入		秋学期納入		春学期納入		秋学期納入		春学期納入		秋学期納入	
		修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
学費	入学金※(1)	150,000															
	授業料	250,000	305,000	250,000	305,000	250,000	305,000	250,000	305,000	250,000	305,000	250,000	305,000	250,000	305,000	250,000	305,000
	施設費	31,000		31,000		31,000		31,000		31,000		31,000		31,000		31,000	
諸納金	学会費	4,500		4,500		4,500		4,500		4,500		4,500		3,000		3,000	
	学生教育研究災害 傷害保険料※(1)	2,430	3,620														
委託徴収金	同窓会費※(2)	60,000				60,000											
合計	納入金額	497,930	554,120	285,500	340,500	345,500	400,500	285,500	340,500	285,500	340,500	285,500	340,500	284,000	339,000	284,000	339,000
	合計	783,430	894,620			631,000	741,000			571,000	681,000			568,000	678,000		

〔注〕

1. 本学大学院修士課程若しくは博士前期課程又は法務研究科を修了した者が、他の研究科を含む博士後期課程に進学した場合は、入学金を必要としない。
2. 本学学部を卒業した者又は本学専攻科を修了した者が、大学院修士課程若しくは博士前期課程又は博士後期課程に入学した場合は、入学金を3分の1とする。
3. 本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者が、他の研究科（専攻を含む）修士課程又は博士前期課程に再び入学した場合は、入学金を2分の1とする。
4. 授業料、施設費及び学会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。
5. ※(1)印は、入学時のみ納入とし、翌年度以降は納入不要とする。
6. ※(2)印は、2025年度入学生は4月に、2026年度入学生は入学時に全額を納入するものとし、翌年度以降は納入不要とする。
7. 本学学部を卒業した者又は本学専攻科若しくは本学大学院修士課程若しくは本学大学院博士前期課程を修了した者は、同窓会費の納入は不要とする。
8. 上記学費・諸納金以外に入学時の寄付金・学債は、徴収しない。ただし、入学後任意の寄付金を募集することがあります。
9. 在学中の学費は、社会情勢等の変化に応じて、改定する場合がある。